

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		排水設備・除害施設の構造・利用方法の変更命令
根拠条例・規則名		さいたま市下水道条例、さいたま市下水道条例施行規則
条 項		条例第 21 条、条例施行規則第 27 条第 2 項
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話：048-829-1559 )
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定において処分基準が言い尽くされており、基準の設定が不要であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		